

【新旧対応表】

① 公告記載の 2 参加資格に関する事項 (3) について、以下の赤字箇所を追加いたしました。

新

2 参加資格に関する事項
一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当するものとする。
(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
(2) 入札の公告の日において四日市市請負工事入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）の「土木関係コンサルタント」に登録されている者
(3) 下水道管路の鉄筋腐食試験を行った実績を有する者 （下請で行った業務実績でも可とする）
(4) 入札の公告の日から入札の日までの間、市から入札参加資格停止の措置を受けている期間がない者
(5) 入札の公告の日から入札の日までの間、四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）に基づく排除措置を受けている期間がない者
(6) 手形交換所による取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全でない者
(7) その他関係法令、規則等に違反していない者

旧

2 参加資格に関する事項
一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当するものとする。
(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
(2) 入札の公告の日において四日市市請負工事入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）の「土木関係コンサルタント」に登録されている者
(3) 下水道管路の鉄筋腐食試験を行った実績を有する者
(4) 入札の公告の日から入札の日までの間、市から入札参加資格停止の措置を受けている期間がない者
(5) 入札の公告の日から入札の日までの間、四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）に基づく排除措置を受けている期間がない者
(6) 手形交換所による取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全でない者
(7) その他関係法令、規則等に違反していない者

② 公告記載の 3 入札参加資格確認申請書受付 (3) について、以下の赤囲み箇所を削除いたしました。

新

3 入札参加資格確認申請書受付
入札への参加希望者は、次の書類を郵送または直接持参により提出すること。
(1) 業務委託等一般競争入札参加資格確認申請書〔様式 1〕
(2) 企業の業務実績書〔様式 2〕
(3) 証明書類
・上記(2)の「業務内容が確認できる仕様書・図面等」と、上記業務に関する次の書類のいずれかを添付し、提出すること。
○契約履行証明（発注者が発行したもの）
○委託業務完了認定書の写し（発注者が発行したもの）
○完了登録されたテクリス登録内容確認書（業務実績）の写し
○契約書の写し
（※契約書の写しの場合は、当該業務委託の委託料が支払われたことがわかる部分の写しなど、業務の完了が確認できるものを併せて添付すること。）

旧

3 入札参加資格確認申請書受付
入札への参加希望者は、次の書類を郵送または直接持参により提出すること。
(1) 業務委託等一般競争入札参加資格確認申請書〔様式 1〕
(2) 企業の業務実績書〔様式 2〕
(3) 証明書類
・配置予定の技術者等については、直接的かつ恒常的（3 ヶ月以上）な雇用関係が必要。「資格を証する書類（合格証書等）の写し」「常勤職員であることを証する書類（雇用保険、社会保険等）の写し」を添付すること。ただし、市内業者で本市技術者名簿に登録された者は添付を省略できる。
・上記(2)の「業務内容が確認できる仕様書・図面等」と、上記業務に関する次の書類のいずれかを添付し、提出すること。
○契約履行証明（発注者が発行したもの）
○委託業務完了認定書の写し（発注者が発行したもの）
○完了登録されたテクリス登録内容確認書（業務実績）の写し
○契約書の写し
（※契約書の写しの場合は、当該業務委託の委託料が支払われたことがわかる部分